平成２３年（フ）第１０４号
茨城県日立市滑川町２丁目14番28号　サクラ荘101
債務者　東小川　一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県日立市滑川町２丁目14番28号　サクラ荘101
債務者　東小川千鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０２０号
千葉県船橋市前原東２丁目17番２号　小山ハイツ202号
債務者　中島　　桜（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３３号
千葉県八千代市萱田町648番地河野荘５号室
債務者　矢島まゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４３号
千葉県市原市五井中央西２丁目14番地３　プロント402号
債務者　中屋　和男
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５０号
千葉県八千代市八千代台北５丁目３番地７　ハイホーム八千代台501号
債務者　ウィックラマアラッチ亜矢香(旧姓濱)
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５６号
千葉県市原市古市場593番地10
債務者　宇田川マサ子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７８号
千葉県市川市香取１丁目４番18号　フルール205号
債務者　野田　文子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８０号
千葉市花見川区花見川２番５棟105号
債務者　奥村　昭夫
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８１号
千葉市花見川区花見川２番５棟105号
債務者　奥村みさ子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９０号
千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛102号
債務者　半田　明子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１１号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区14棟704号
債務者　三股　　武
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３０号
千葉市美浜区高洲２丁目４番12棟504号
債務者　中村　夏恵
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４４号
千葉県船橋市中野木２丁目31番１号　コーポアメニティー102号
債務者　山本　優美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６２号
千葉県市原市光風台４丁目438番地
債務者　原田　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ２－５号　県営住宅
債務者　下村　成子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１９５号
長野県塩尻市大字上西条134番地１　西条団地376号
債務者　原　　研二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部